

営繕工事における入札時積算数量書活用方式の試行について

1. 背景

改正品確法において「公正な契約を適正な請負代金額によって信義に従って誠実に履行する」と基本理念に規定された。

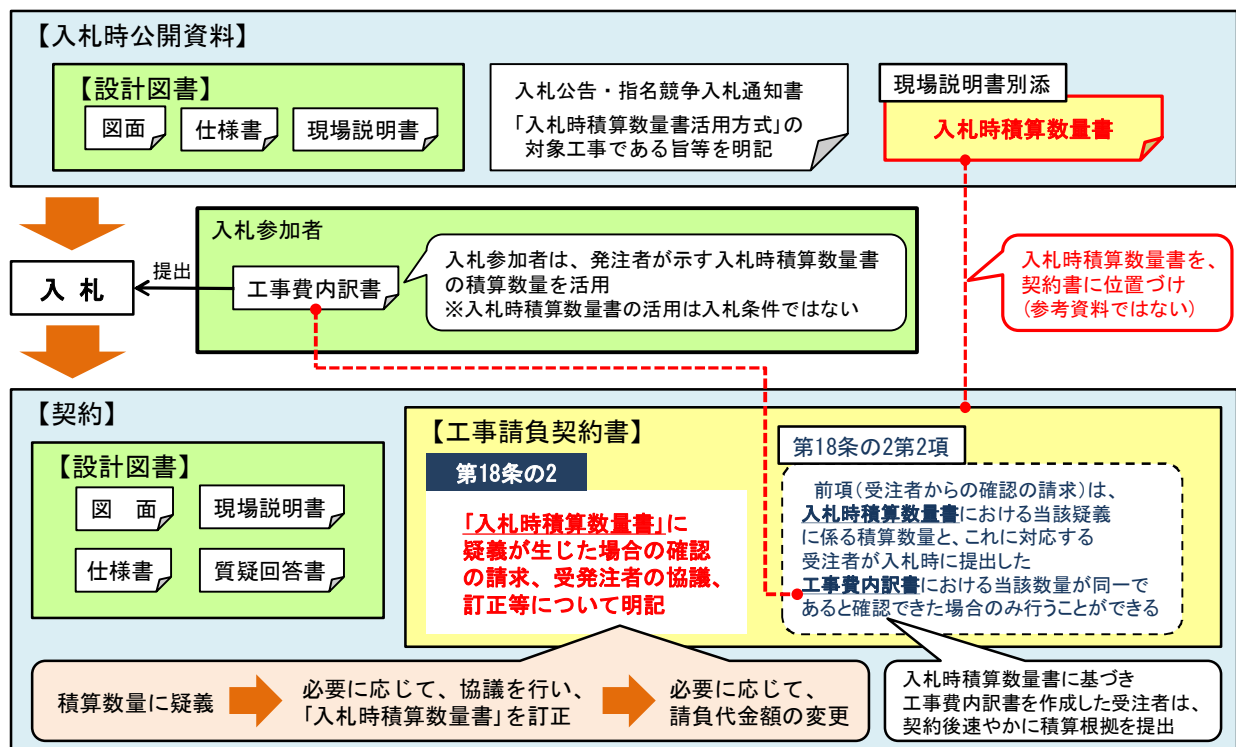
従来から入札参加者へ「数量書」を公開しているが、「数量書」は参考資料との位置づけのため、契約変更の対応にばらつきがあった。

このことから、契約の適正化を図るため、県営繕課発注工事において、国が実施している「入札時積算数量書活用方式」を試行導入することとした。

2. 概要

本方式の概要

- 入札参加者に、発注者の示す数量書「**入札時積算数量書**」の活用を促す。
- 契約後、入札時積算数量書の積算数量に疑義が生じた場合に、受発注者間で協議し、必要に応じて数量を訂正し請負代金額を変更することを**契約事項**とする。



3. 対象工事

県営繕課が発注する競争入札に付する全ての営繕工事

4. 導入時期

平成30年4月1日以降に入札公告等を行う工事から適用

5. 留意事項

- 入札時に「入札時積算数量書」の積算数量を活用した場合のみ、協議・変更が可能
- 「入札時積算数量書」の積算数量を活用して工事費内訳書を作成した受注者は、契約後に積算根拠（細目別内訳に対応する数量等を表示したもの）の提出が必要
- 協議対象となる数量は、数量基準（公共建築・建築設備数量積算基準）に基づき算出された積算数量であり、施工数量ではない
- 受注者独自の数量算出方法による工事費内訳書で入札参加は可能だが、この場合は協議・変更の対象外
- 数量の項目が一式表示（別紙明細）となっているものは、協議・変更の対象外
- 疑義に係る積算数量の部分の工事が完了した場合は、確認を請求できない（協議・変更の対象外）